

アナログ放送が平成23年7月までに終了します 地上デジタル放送せまる

アナログ放送が平成23年7月までに終了します。現在、国（北海道総合通信局）と放送事業者が組織する「北海道地上デジタル放送推進協議会」において、さまざまな対策が練られています。

現在の上士幌町の受信状況と検討されている対策についてみなさんにお知らせします。

■市街地地区

【現状】

市街地東側の一部(右図)でデジタル電波が弱く、難視世帯と良視世帯が混在している状況であり、「**新たな難視地区**」として対策が練られています。なお、「新たな難視地区」範囲内の世帯には、12月7日に町により対策に対するご案内を通知しています。

【対策】

■役場屋上に共聴施設を設置し、地上デジタル放送を送信する予定です。

- 現在、町が事業主体となり、国及びNHKの助成を受け共聴施設を設置する対応を検討中で、平成23年度中に整備予定となっています。
(有線共聴と無線共聴のどちらがよいかで検討中です。)
- しかしながら、戸別に受信状況などが違い、方針決定が遅れていることなどから、**アナログ放送終了迄に運用を開始することができない**状況です。



■共聴施設の運用開始までは、暫定的に地デジ難視対策衛星放送により地上デジタル放送を受信していただきます。

- 共聴施設での運用が開始されるまでの間、暫定的に**「地デジ難視対策衛星放送」**により、地上放送(東京キー局のNHK総合・NHK教育・テレビ朝日・日本テレビ・TBS・フジテレビ)を見られるように対策されることになりました。

※地デジ難視対策衛星放送では、東京で放送している番組を視聴することになります。

- 平成23年3月頃、地デジ難視対策衛星放送受信支援センターの担当者が、戸別に衛星放送を受信するための手続きについて訪問してご案内すること**となっています。

●新たな難視地区とは

地上アナログテレビ放送が個別受信アンテナで受信できている地域で、地理的な条件などにより地上デジタルテレビ放送が個別受信アンテナで受信できない地区をいいます。

Q & A

Q 共聴施設の運用開始後は、どうなるのか。

A 無線共聴施設での運用を開始した場合は、電波を受信するためには、家のアンテナを無線共聴施設の方向に向けるとともにチャンネルの設定を変更する必要があります。

Q 既に、地デジ対応テレビを購入してあり、一応見ることができるが手続きが必要か。

A 新たな難視地区として、地区指定しているので、地デジ難視対策衛星放送の対応がとれます。

地デジ難視対策衛星放送の申請は、各世帯のご判断になるため、必ずしも手続きしなければならないということではありません。

無線共聴施設が運用された場合、共聴施設にご自宅のアンテナを向けても地上デジタル放送を受信できます。



地デジ難視対策衛星放送とは

地デジ難視対策衛星放送とは、地上アナログ放送を視聴されていた方で、地上アナログ放送が終了するまでに地上デジタル放送が送り届けられない地区にお住まいの方に、引き続き、テレビ放送を視聴いただけるように、**暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送の番組をご覧いただくものです。**

- 東京で放送しているNHK総合・NHK教育・テレビ朝日・日本テレビ・TBS・フジテレビを視聴することになりますので、北海道版の天気予報やニュースが見られなくなります。
- 電子番組表や字幕放送が利用できます。東京キー局の地上デジタル番組では、データ放送や双方向サービスは利用できません。また、衛星放送は、豪雨や台風などで一時的に受信できなくなる可能性があります。
- **地デジ難視対策衛星放送**は、対象地区以外の方が視聴できないように視聴制御(スクランブル)を施しています。そのため、**利用するには、利用申し込みが必要になります。**

Q & A

Q 現在、BSアナログ放送を視聴しており、既にBSアンテナがついているのですが。

A

- ① BSアナログ放送も、平成23年7月24日に地上アナログ放送同様に受信することができます。

地デジ難視対策衛星放送では、地上放送を衛星放送に変換して配信します。東京キー局のNHK総合・NHK教育・テレビ朝日・日本テレビ・TBS・フジテレビをご覧いただくとともに、BSデジタル放送も受信可能になります。

- ② 初期のアナログBSパラボラアンテナでは受信周波数が11.70GHz～12.00GHzまでしか

また、ひとつの世帯で視聴制御を解除できるのは、3台までの受信機です。

■利用料の費用負担はありません。ただし、NHKとの放送受信契約が必要なのは従来どおりです。

地デジ難視対策衛星放送期間中のNHK受信料は、地上契約になります。これまで、BS契約の方も期間中は、地上契約となります。

■ BSデジタル放送を受信できない世帯には、受信に必要な工事などを支援します。

※事業所等の世帯以外の施設は支援対象外です。

→ ◇ BSデジタル放送対応受信機をお持ちでない方は、BSデジタルチューナー1台を無償で貸与します。

→ ◇ BSアンテナをお持ちでない方は、無償でアンテナ設置・配線工事を行います。

→ ◇ 地デジ難視対策衛星放送受信支援センターの担当者が、戸別に衛星放送を受信するための手続きについて訪問してご案内することとなっています。

対応していないものもあります。その場合、BSデジタル放送を受信できません。

また、アナログBSアンテナでは、110度CSの受信において、制限があります。

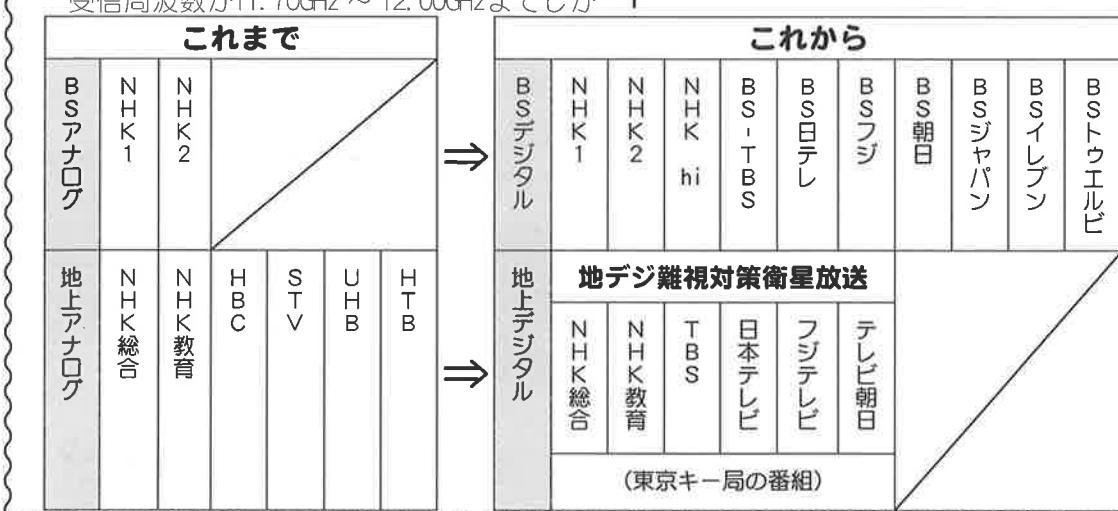
アンテナの基本性能の違いによって、受信周波数の範囲にゆとりがあるものもありますので、ご自宅の取扱説明書をご確認いただくか、地デジ難視対策衛星放送受信支援センターの担当者が、戸別に衛星放送を受信するための手続きを訪問した際にご相談されるとよいと思います。

<参考>

BS周波数 11.70GHz～12.20GHz附近

地デジ難視対策衛星放送周波数 12.04GHz附近

※平成23年4月以降のNHK-BSSは、3チャンネルから2チャンネルの放送になります。



■市街地郊外～農村部東地区

【現状】

農村部東地区で受信障害の原因が山などからの反射波の影響による電波混信による難視地区に指定されています。(右地図参照～太線内)

萩ヶ岡の国道沿いの世帯が主ですが、スポット的に難視世帯が点在しているため、広範囲に「デジタル混信地区」として指定されています。

【対策】

■デジタル混信に対応した受信機を配布することなどで対策されます。

○戸別世帯に対する高性能受信アンテナとG1(ガードインターバル)越え干渉に対応できる受信機による対策が検討されており、「デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)」が助成の窓口となり、制度の周知や手続きが進められることとなっております。

○現在、「デジサポ」で実施計画を検討中です。申請は各世帯ごとに必要となります。

■今のところ、アナログ放送が終了するまでに対策が完了する予定です。

○今のところ、平成23年7月24日のアナログ停波までに、対策が完了する予定です。

○受信障害の原因がデジタル混信の場合は、デジタル混信対策事業の対象となり、その費用のすべてを国が負担することになります。



■東居辺～北門地区の一部

【現状】

デジタル混信と低電界の世帯が混在している状況で、戸別の対応が必要となっています。

【対策】

■暫定的に地デジ難視対策衛星放送により地上デジタル放送を受信していただきます。

○現状では対策手法が決定していないため、対策手法が検討されるまでの間は、新たな難視地区として、地デジ難視対策衛星放送による対策となります。

○今後、地デジ難視対策衛星放送受信支援センターの担当者が、戸別に衛星放送を受信するための手続きについて訪問してご案内おります。

■ぬかびら源泉郷地区

【現状】

ぬかびら源泉郷地区は、アナログ放送についてもNHKの共聴施設で受信・送信されています。

現在、地上デジタル化に向けた協議がぬかびら源泉郷地区の共聴組合とNHKで行われています。

【対策】

■現在の共聴施設で実験的に地上デジタル放送を送信します。

○現在の共聴施設で実験的に地上デジタル放送の伝送を行い、一年を通して、安定的に視聴できるかどうかを調査検討します。

○平成23年2月～3月の間に工事を行い、地上デジタル放送が実験的に配信される予定となっています。

○通年、安定して受信できない場合は、受信点の移動が必要になり、NHKの負担により移設工事が実施されます。

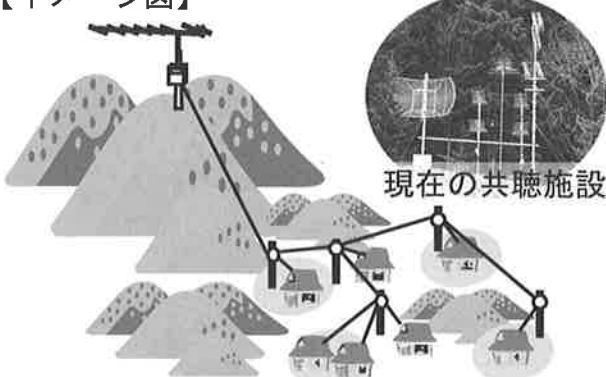
■あわせて地デジ難視対策衛星放送により地上デジタル放送を受信していただきます。

○実験的に伝送する地上デジタル放送が、季節によって、安定的に受信できない恐れもあるため、あわせて地デジ難視対策衛星放送による対策を行います。

○今後、現在のBSアナログ放送受信点から地デジ難視対策衛星放送をアナログ波に変換して伝送いたします。電子番組表などは利用できません。

○なお、現在のBSアナログ放送の伝送は終了いたします。

【イメージ図】



■幌加地区

【現状】

アナログ放送は受信できるが、地上デジタル化に伴い、全チャンネルが難視（新たな難視）になります。

【対策】

■暫定的に地デジ難視対策衛星放送により地上デジタル放送を受信していただきます。

○現状では対策手法が決定していないため、対策手法が検討されるまでの間は地デジ難視対策衛星放送による対策となります。

○すでに、**地デジ難視対策衛星放送受信支援センター**

● 地上デジタル放送移行に際して ● 国の支援措置 があります。

対象

- ①生活保護等の公的扶助受給世帯 ②世帯全員が市町村民税非課税の世帯で障がい者のいる世帯
- ③社会福祉施設入所の世帯 ※①～③に該当し、NHKの放送受信料が全額免除されている世帯
- ④世帯全員が市町村民税非課税の世帯（新規拡大予定）

支援内容

- ◆簡易なチューナーの無償給付+（必要な場合には）チューナーの訪問設置、アンテナ改修など
(①～③の対象者の方)
- ◆簡易なチューナーの無償給付+電話サポート（④の対象者の方）

必要書類

- ◆NHK受信料全額免除証明書（①～③の対象者の方）
- ◆世帯全員分が記載された住民票の写し、世帯全員分の非課税証明書（④の対象者の方）

○必要最低限の支援とは、今、お持ちのアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行います。

※詳しいお問い合わせは、総務省地デジチューナー支援実施センター

◆☎0570-033-840（左記が利用できない場合 ☎044-969-5425）

◆受付時間 平日9時～21時 土日祝日9時～18時

■平成23年7月までに地上放送、衛星放送など全てのアナログ放送を終了します。

7月1日からは、地上デジタル放送移行のお知らせ画面等による放送となります。

■地上デジタル放送移行に際し、各ご家庭のアンテナ、受信状況などにより、その対策が異なることがありますので、お気軽にご相談ください。

◇地上デジタル放送を視聴するには、次のいずれかが必要になります。

- 地上デジタルテレビ放送対応テレビに替える。
- 今、お持ちのアナログテレビにデジタルチューナー、または、デジタルチューナー内蔵録画機などを取り付ける。
- 地上デジタルテレビ放送を見るにはUHFアンテナが必要です。

の担当者が戸別に訪問しており、対策工事が完了しています。

■三股地区

【現状】

アナログ放送も難視であり、衛星放送によりNHKを受信しています。

【対策】

■これまで同様、衛星難視対策となります。

○地デジ難視対策衛星放送によるNHK2チャンネル（総合及び教育）の受信となります。

総務省では、平成21年度から、経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対して、地上デジタル放送用の簡易なチューナーの無償給付等の支援を行っています。

このたび、支援対象を拡大する予定となっております。わかり次第、広報などでお知らせいたします。

悪質商法に ご注意ください！

この支援による簡易チューナー給付及びアンテナ改修などについては、費用を請求することはできません。

ご質のアナログテレビ放送は2011年7月24日に停止します。
デジタル受信の準備をお願いします。

くお問い合わせ>
〇〇〇テレビ視聴者センター
XXXX-XXX-XXX
総務省地デジタルテレビジョン放送
受信相談センター
0570-07-0101
前9～後6時（土日祝）前9～後6時

▲7月1日から上記のよう
なおしらせ画面になります。

※詳しいお問い合わせは、企画財政課情報交流担当（内線265）深瀬まで